

海上保安庁における行政機関の保有する情報の公開に関する法律
に基づく開示請求に係る審査基準

最終改正 平成31年3月29日保総政第252号

行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づき海上保安庁が行う行政文書の開示・不開示の決定に係る審査基準を次のとおり定める。

1 開示又は不開示の審査基準

情報公開法第9条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次の基準により行う。

（1）開示する旨の決定（情報公開法第9条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- ① 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合。
- ② 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合。この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
- ③ 情報公開法第7条（裁量的開示）に基づき、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、開示することに公益上特に必要があると認める場合。

（2）開示しない旨の決定（情報公開法第9条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- ① 開示請求に係る行政文書に含まれている情報がすべて不開示情報に該当する場合。
- ② 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が含まれている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合又は当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる場合。
- ③ 情報公開法第8条（存否応答拒否）に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合。
- ④ 開示請求に係る行政文書を海上保安庁が保有していない場合又は開示請求の

対象が情報公開法第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合。

- ⑤ 開示請求の対象が情報公開法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類等）である場合。
 - ⑥ 情報公開法第4条第1項各号に規定する事項の記載に形式的な不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、形式上の不備が認められるときは、開示請求者に対して、補正の参考となる情報を提供するよう努め、原則として補正を求めるものとする。
 - ⑦ 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。海上保安庁の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は権利濫用として請求を拒否できる。
- (3) 開示決定等の判断に当たっては、行政文書に該当するかどうかの判断は「2 行政文書該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「4 部分開示に関する判断基準」に、公益上の理由による裁量的開示に該当するかどうかの判断は「5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」にそれぞれ定める基準によるものとする。

2 行政文書該当性に関する判断基準

開示請求に係る対象が情報公開法第2条第2項に規定する行政文書に該当するかどうかの判断は、次の基準によるものとする。

（定義）

第二条

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的

として発行されるもの

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

① 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

② 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。組織的に利用しているか否かについては、以下の事項等を総合的に考慮して判断するものとする。

イ 行政文書の作成又は取得の状況

- ・ 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものであるかどうか
- ・ 直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があつたものであるかどうか

ロ 行政文書の利用の状況

- ・ 複数の職員がその職務上利用しているものであるかどうか

ハ 保存又は廃棄の状況

- ・ 専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか
- ・ 組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか

③ 以下のものは「組織的に利用しているもの」に該当しない。

イ 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの

- ・ 自己研鑽のための資料
- ・ 備忘録等

ロ 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

ハ 職員の個人的な検討段階に留まるもの

- ・ 決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。

- ④ どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、以下の時点が目安として考えられる。
- イ 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点
 - ロ 会議資料については会議に提出した時点
 - ハ 申請書等については申請書等が行政機関の事務所に到達した時点
 - ニ 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点
- ⑤ 「当該行政機関が保有している」とは、当該行政機関が当該文書を事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。
- ⑥ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除かれる。
- ⑦ 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものは除かれる。

3 不開示情報該当性に関する判断基準（第5条各号）

開示請求の対象である行政文書に記録されている情報が、情報公開法第5条各号に列挙されている不開示情報に該当するかどうかの判断は、次の基準によるものとする。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行うものとする。

（1）個人に関する情報（情報公開法第5条第1号本文）についての判断基準

第五条

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

① 個人に関する情報について

イ 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別することができる情報は、原則として不開示とする。ただし、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、情報公開法第5条第2号の規定により判断する。

ロ 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述（住所、電話番号、役職名等）又は個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる場合に限り含まれる。

ハ 照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれ

ば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、合理的な範囲で判断する。

ニ 「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

② 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（情報公開法第5条第1号イ）について

イ 「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開にすることを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は該当しない。

ロ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること、又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報について、公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ハ 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

ニ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

③ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開法第5条第1号ロ）について

個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときは、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから当該情報を

開示しなければならないこととする。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じ慎重な検討が必要である。

- ④ 公務員等の職務の遂行に関する情報（情報公開法第5条第1号ハ）について
イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担任する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、國務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、過去に公務員であった者は「公務員等」に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、不開示とはならない。さらに、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の対象法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員を含む。

「公務員等」である個人の職務遂行に係る情報が、当該「公務員等」以外の個人情報である場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、「公務員等」である個人にとっての不開示情報該当性と当該「公務員等」である個人以外の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

- ロ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報などがこれに含まれる。

また、当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、職務遂行に係る情報には該当しない。

さらに、懲戒処分に係る行政文書の場合に、被処分者が公務員で、事案の内容が被処分者の職務に關係する部分を含むとしても、懲戒処分を受けることは当該職員に分任された職務の遂行の内容に係る情報には該当しない。

- ハ 各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（（イ）氏名を公にすることにより、情報公開法

第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、(口)氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合)を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(情報公開法第5条第1号ただし書イ)に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名とを公示する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」場合に該当する。

⑤ 海上保安官の氏名及び被疑者、被害者の個人情報の取扱いについて

イ 海上保安官の氏名の取扱い

氏名を職員録に掲載する等慣行として公にしている職員であっても、開示請求の対象となる行政文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を公にすると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど情報公開法第5条第4号に該当する場合は、不開示とする。また、臨時的に行う職務等職員録等に掲載されていない職務を行う場合にあっては、当該職員の氏名が情報公開法第5条第1号に該当し、不開示となる場合がある。

ロ 被疑者(被告人)及び被害者の個人情報

被疑者(被告人)の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報(以下「氏名等」という。)が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者(被告人)の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合においては、実施した広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

- ・ 海上保安庁が発行する公刊物等に被疑者の氏名等を掲載している場合
- ・ 被疑者(被告人)の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合
- ・ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者(被告人)が特定される内容の報道がされている場合

被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、実施した広報の範囲内で例外的に開示する。

- ・ 海上保安庁において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合
- ・ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

被疑者（被告人）の個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

⑥ 本人からの開示請求について

自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づく開示請求を行うことができる旨の説明をするよう徹底するものであるが、それでもなお、本人から本人に関する情報の開示請求があった場合、情報公開法の開示請求権制度は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず請求を認めており、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、特定の個人が識別される情報であれば、情報公開法第5条第1号イからハ又は情報公開法第7条の公益上の理由による裁量的開示に該当しない限り、不開示になる。

（1）の2 非識別加工情報又は削除情報（情報公開法第5条1号の2本文）についての判断基準

第五条

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独

立行政法人等非識別加工情報」という。) 若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

① 行政機関非識別加工情報について

同条9項の「行政機関非識別加工情報」とは、次のイからハまでのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。(行個法第2条第9項第1号)

→これは、行政機関非識別加工情報は個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で提供することから、個人情報ファイル簿(行個法第11条第1項)に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査・犯則事件の調査等のために作成・取得するもの等は加工対象とならない。

ロ 情報公開法第3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。(同項第2号)

・当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

→情報公開法第3条に基づく開示請求があった場合に、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で行政機関非識別加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとする。

・情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなる場合は、次のいずれかに該当する個人情報ファイル。

→保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定をするに当たって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者に意見書提出の機会を与える必要があると行政機関の長が認めることとなる個人情報ファ

イルであること。

→保有個人情報の一部又は全部を開示する旨の決定に先立って、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合、開示することが人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公益上特に必要が認められる個人情報ファイルであること。

ハ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

→行政の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであることとするものである。

② 行政機関非識別加工情報ファイルについて

特定の行政機関非識別加工情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成した、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物をいう。

(行個法第2条第10項第1号)

また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。(行個法第2条第10項第2号)

③ 個人識別符号について

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号)に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。(行個法第2条第3項)

④ 行政機関非識別加工情報および削除情報の不開示について

行政機関非識別加工情報については、行個法において、個人の権利利益を侵害しないように配慮した仕組みの下で提供が行われるが、情報公開法においては、開示後の利用について制限する仕組みはない。

したがって、行政機関非識別加工情報を情報公開法に基づき開示することになれば、行個法の下で整備した非識別加工情報の契約による提供制度を瓦解させるおそれがある。さらに、行政機関非識別加工情報に含まれる情報項目は公表されるとし、行政機関非識別加工情報の加工元の保有個人情報および当該保有個人情報を含む個人情報ファイルに対する情報開示請求は可能であるから、行政機関非識別加工情報を開示しないことにより、実質的な不利益が生ずるとは考え難い。以

上の理由から、行政機関非識別加工情報は不開示とされている。また、行政機関非識別加工情報の加工元の保有個人情報から非識別加工により削除された情報（削除情報）を開示することにより、行政機関非識別加工情報との照合により、特定の個人が識別されるおそれがあるため、削除情報も不開示とされている。

（2）法人等に関する情報（情報公開法第5条第2号）についての判断基準

第五条

- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

① 法人等に関する情報

イ 「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、情報公開法第5条第2号の対象から除外されており、その事務又は事業に係る情報は、同条第6号の規定に基づき判断する。

ロ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、情報公開法第5条第1号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

ハ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開法第5条第2号ただし書）について

当該情報を公にしないことによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は情報公開法第5条第2号の不開示情報に該当しない。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくとも、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

③ 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（情報公開法第5条第2号イ）について

イ 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

ロ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

④ 任意に提供された情報（情報公開法第5条第2号ロ）について

イ 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には含まれる。

ロ 「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、法令に基づく報告又は提出権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に報告又は提出を求めた場合は含まれる。

ハ 「公にしないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの

条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

ニ 「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

ホ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において公にしないこととしていることだけでは足りない。

ヘ 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に公にされているなどの事情がある場合には、情報公開法第5条第2号ロには該当しない。

⑤ 本号に該当する可能性のある主なものは次のとおりである。

イ 入札の手続に関する文書のうち、入札予定者又は入札者の詳細な経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した文書であって、公にすることにより当該入札予定者等の正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 契約締結過程又は契約の結果に関する文書のうち、設計・施工上の創意工夫・ノウハウ等であって、公にすることにより設計・施工者に不利益を与えるおそれがあるもの

ハ 施工体制台帳の添付書類である契約書等に記載された情報であって、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれのあるもの

ニ 公にすることにより、知的所有権を害するおそれのあるもの（著作権法の調整規定により情報公開法に基づく開示の範囲内において著作権が制限される場合を除く。）

ホ 個々の許認可等の申請書等に記載された情報のうち、法人等の詳細な事業計画、生産技術、経理等が記載されているものであって、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

ヘ 指導監督権限に基づき行った調査又は報告の聴取により明らかになった法人等の経営状況や秘密に関する情報であって、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

ト 用地取得の交渉状況等の記録や単価等、公にすることにより法人等に対する個別の補償内容が明らかとなり、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの

(3) 国の安全等に関する情報（情報公開法第5条第3号）についての判断基準

第五条

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

① 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

② 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報は、情報公開法第5条第3号に該当する。

③ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、情報公開法第5条第3号に該当する。

④ 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある

情報」の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。そのため、裁判所では、行政機関の長の第一次的判断を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断することになる。

⑤ 本号に該当する可能性のあるものは次のとおりである。

- イ 領海警備に関する情報
- ロ 外国要人来日に伴う警護関係に関する情報
- ハ 核物質の運送等についての情報であって、核物質の安全性及び防護上、公にすると我が国の安全が担保できなくなるおそれがあるもの
- ニ 外国海上治安機関との情報交換に関する情報
- ホ 外国政府機関等との交渉等の対処方針等であって、事前に公にすることにより、我が国の交渉上の地位が不利になるような情報

(4) 公共の安全等に関する情報（情報公開法第5条第4号）についての判断基準

第五条

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

① 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をする内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

② 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。

③ 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用

賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、情報公開法第5条第4号に該当する。

- ④ 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、情報公開法第5条第4号に該当する。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、情報公開法第5条第4号に該当する。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、情報公開法第5条第6号の規定により判断する。

- ⑤ 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することになる。

- ⑥ 本号に該当する可能性のあるものは次のとおりである。

イ 巡視船艇、航空機、装備に関する情報や海上における犯罪の予防、鎮圧、

- 捜査、犯人の逮捕に関する情報であって、公にすることによりこれらの業務の遂行に支障をきたし、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- ロ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- ハ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- ニ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- ホ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- ヘ 電子情報システムへの侵入を阻止するためのセキュリティの機器及び運用に関する情報であって、公にすることよりシステムへの侵入を容易にするおそれがあるもの
- ト 公共交通機関の安全確保や防犯を目的とするシステムに関する情報であつて、公にすることにより犯罪の実行を容易にし、安全を侵害するおそれがあるもの
- チ 建造物等の平面図や設計図等であって、公にすることにより、当該施設への不法な侵入破壊を招くおそれがあるもの
- ⑦ テロや不審船・工作船に係る情報にあっては、その内容によっては、情報公開法第5条第4号に該当するのみならず第3号に該当する場合もあるので、第3号の該当性についても併せ検討すること。

(5) 審議、検討等に関する情報（情報公開法第5条第5号）についての判断基準

第五条

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- ① 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」と

いう。) の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るために協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

- ② 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれをおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば

- ・ 審議、検討等の場における発言内容を公にすると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（情報公開法第4号にも該当）
 - ・ 行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公にされ、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合
- などがこれにあたる。

- ③ 「不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などがこれにあたる。

- ④ 「特定の者に不适当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を公にすることにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不适当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、

- ・ 施設等の建設設計画の検討状況に関する情報が公にされたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合

- ・ 違法行為の事実関係についての調査中の情報が公にされたために、結果的に違法又は不当な行為を行っていなかった者が不利益を被るおそれがある場合

などがこれにあたる。

- ⑤ 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- ⑥ 審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、情報公開法第5条第5号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して情報公開法第5条第5号に該当するかどうか判断する必要がある。また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公にされることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、情報公開法第5条第5号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報の中に調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低い。

- ⑦ 本号に該当する可能性のある主なものは次のとおりである。
- イ 閣議決定、閣議了解、閣議報告、関係閣僚会議申合せ及び事務次官等会議申合せのうち、一定期間不開示扱いとされたもの（解除後は開示）
 - ロ 予算成立前の予算に関する情報であって、公にすることにより、予算作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの又は予算の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ハ 審議会や会議において発言者を特定する情報や審議途中の検討段階における情報等、公にすることにより審議会や会議における公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ニ 中間段階の研究成果等発表前に十分な専門的検討が必要な情報であって、
検討前に公にすることにより国民に誤解を与えるおそれがあるもの

(6) 事務又は事業に関する情報（情報公開法第5条第6号）についての判断基準

第五条

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務
又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその
他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす
おそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、
正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、
若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体
又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する
おそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお
それ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る
事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

① 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の
適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号本文）

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、
具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照ら
して、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの
趣旨である。

ロ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨で
はなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事
務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性、個人
の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上
での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

ハ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「お
それ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認め
られるかどうかにより判断する。

- ② 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）
- イ 「監査」（主として監察的見地から、事務若しくは事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。
- ロ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを公にすると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、情報公開法第5条第6号イに該当する。
- ③ 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（情報公開法第5条第6号ロ）
- イ 「契約、交渉又は争訟」
- 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に關し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- ロ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
- 国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、①用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を公にす

ることにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、
②交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- ④ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（情報公開法第5条第6号ハ）

国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- ⑤ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法第5条第6号ニ）

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理のこと。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- ⑥ 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（情報公開法第5条第6号ホ）

地方公共団体が経営する企業（「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2号の特定独立行政法人及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、不開示の範囲は、情報公開法第5条第2号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

- ⑦ 本号に該当する主なものは次のとおりである。

- イ 職員の人事に関する調査結果等のうち、公にすることにより任免、給与等の人事管理の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ロ 工事の契約に係る予定価格、予定価格が類推されるおそれがある積算単価等の情報であって、公にすることにより入札又は見積り実施の目的を達成することができなくなる等、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（契約締結後は開示）
 - ハ 工事発注案件の詳細情報であって入札前に公にすることにより特定の者に利益を与えたる談合を誘発する等入札の適正な遂行に支障を及ぼすもの（入札執行後は開示）
- ニ 物品管理に関する予定単価、購入予定単価が推測できる情報であって、公にすることにより物品管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ホ 建築物の設計図等施設設備の管理に関する情報であって、公にすることにより施設設備の警備等に支障を生ずるおそれがあるもの
 - ヘ 用地取得等の交渉方針、交渉状況又は予定地等の情報であって、公にすることにより交渉の不調、遅延、経費の不合理な増大を招く等、当該又は将来の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすもの
 - ト 監査、立入検査等の範囲、手法、時期、場所等が記載されているものであって、公にすることにより当該監査、立入検査等の目的及び実行を損なうおそれのあるもの
 - チ 資格試験の試験問題及びその作成の要領、試験の採点・合否の基準等であって、公にすることにより試験実施機関の試験の適正な実施又は判定・評価に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - リ 非公開で行われるあっせん、調停又は仲裁による紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、適正な紛争処理に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ヌ 行政手続法に基づく聴聞審理に関する情報であって、公にすることにより、聴聞の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ル 稀少野生動植物種等に指定されている生物の生息場所等が具体的に特定できる情報であって、公にすることにより盗掘・乱獲のおそれがあり、当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (注) 各号に該当する可能性があるものとして例示した情報は、当該例示をした号のみならず、複数の号に該当する可能性もあるので慎重に判断すること。

4 部分開示に関する判断基準（情報公開法第6条）

開示請求に係る行政文書について、情報公開法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行うものとする。

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(1) 「開示請求に係る行政文書にの一部に不開示情報が記録されている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る行政文書に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

情報公開法第5条本文では、行政文書に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、情報公開法第6条第1項の規定により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

① 当該行政文書のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を物理的に除去させることをいう。

容易に区分して除くことができない場合として以下の例が想定される。

- ・ 文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合
- ・ 録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないが、声によ

り特定の個人を識別できる場合

- ② 行政文書に含まれる不開示情報を除くことは、当該行政文書が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された行政文書については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうち一部の発言内容にのみ不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合等では、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがある。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された行政文書については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

- (3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。

なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとめの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

- (4) 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について（情報公開法第6条第2項）

① 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を公にしても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、情報公開法第5条第1号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、情報公開法第6条第1項の規定によ

り開示することになる。

ただし、情報公開法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人情報は全体として不開示とする。

- ② 特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなつても、公にすることが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、医療カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等を公にすると個人の権利利益を害するおそれのあり、不開示とする。

5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準（情報公開法第7条）

開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつて、公益上の理由による裁量的開示に該当するかどうかの判断は、次の基準により行うものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

- (1) 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、情報公開法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報（同条第1号の2に掲げる情報を除く。）であるが、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。
- (2) 「当該行政文書を開示することができる。」の適用に関しては、公益上特に必要と認めたにもかかわらず行政文書を開示しないことは想定できないが、公益上の必要性の認定についての行政機関の長の要件裁量が認められる。

6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準（情報公開法第8条）

開示請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（情報公開法第8条）に該当するかどうかの判断は、次の基準により行うものとする。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行

政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(1) 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に情報公開法第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまふ。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、情報公開法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ・ 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ・ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第3号）
- ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ・ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ・ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

(2) 当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第8条に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示するものとする。

(3) 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該文書の存在を類推させることになる。